



22 障害者の地域生活支援



(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

【障害者支援系の相談件数】 (単位：件) 29年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付	3,809	2,795	2,554	1,731
自立支援医療（更生医療）	1,465	419	1,255	492
補装具交付	874	1,089	1,178	1,176
職業	0	2	47	10
施設入所および紹介	430	718	527	1,630
医療保険	1,284	1,925	1,210	821
在宅・生活	3,930	4,936	14,174	12,063
無料乗車券	612	718	820	584
その他	276	222	502	495
小計	12,680	12,824	22,267	19,002
合計	66,773			

【知的障害者担当系の相談件数】 (単位：件) 29年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	218	812	321	90
職親（しよくおや）委託	0	0	0	0
職業	79	42	50	37
医療保険	0	2	9	29
生活	13	92	40	222
教育	4	53	1	21
その他	1,238	2,791	7,534	1,928
小計	1,552	3,792	7,955	2,327
合計	15,626			

【保健相談所の保健師による相談者数】 (単位：人) 29年度

相談内容	保健相談所					
	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神（心の健康）	9,949	2,702	5,000	6,129	5,235	2,863
社会復帰	515	278	948	791	824	24
アルコール依存	149	39	44	104	59	25
薬物依存	54	2	26	67	9	12
児童・思春期	144	63	244	240	217	33
高齢者精神	93	19	192	52	116	34
小計	10,904	3,103	6,454	7,383	6,460	2,991
合計	37,295					

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

27年4月から、「障害者総合支援法」に基づく基幹相談支援センターに位置づけ、民間計画相談支援事業所への指導・助言を行うとともに、専門性を必要とする困難事例の相談に対応している。

【障害者地域生活支援センターの相談件数】

(単位：件) 29年度

種別	サービス利用	障害状況の悩み	就労	社会生活	その他
きらら	3,073	8,874	397	1,742	210
すてっぷ	2,098	1,999	108	846	80
ういんぐ	5,855	7,090	539	1,567	362
さくら	3,358	1,740	392	1,493	731
小計	14,384	19,703	1,436	5,648	1,383
合計	42,554				

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

【身体障害者手帳所持者数】 (単位：人) 各年度末現在

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	内部障害	肢体不自由	合計
27	1,419 (23)	1,822 (106)	247 (2)	6,491 (93)	9,849 (250)	19,828 (474)
28	1,422 (27)	1,919 (116)	248 (0)	6,774 (83)	9,800 (248)	20,163 (474)
29	1,421 (26)	1,976 (116)	254 (0)	6,937 (86)	9,722 (245)	20,310 (473)

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

年次	区分	判定区分				合計
		最重度	重度	中度	軽度	
27		171 (34)	1,210 (267)	1,083 (233)	2,086 (565)	4,550 (1,099)
28		175 (36)	1,247 (270)	1,095 (222)	2,169 (559)	4,686 (1,087)
29		181 (38)	1,278 (263)	1,105 (221)	2,261 (565)	4,825 (1,087)

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

年次	区分	判定区分			合計
		1級	2級	3級	
27		301	2,848	2,437	5,586
28		314	3,143	2,584	6,041
29		322	3,327	2,818	6,467

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、25年4月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された方、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された方、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分1～6が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 29年度

支援対象者	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体障害者	0	0	13	61	41	55	179	349
知的障害者	0	5	47	76	141	168	212	649
精神障害者	0	9	162	78	12	1	1	263
難病患者等	0	0	0	2	4	0	0	6
計	0	14	222	217	198	224	392	1,267

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 29年度

区分	内容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	10,622
	重度訪問介護	1,136
	行動援護	56
	重度障害者等包括支援	0
	同行援護	2,477
	短期入所	3,210
	療養介護	918
	生活介護	12,898
訓練等給付	施設入所支援	5,422
	自立訓練	804
	就労移行支援	2,948
	就労継続支援	14,706
地域相談支援給付	共同生活援助	6,870
	地域移行支援	21
計画相談支援給付	地域定着支援	4
	計画相談支援	5,415

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類がある。29年度の精神通院医療の利用者は、12,321人であった。また、更生医療の利用者は延べ6,473人、育成医療の利用者は延べ32人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種類別、状態に応じて、車椅子、義足、盲人安全つえ、補聴器などの費用を支給している。

29年度の支給状況は購入854件、修理645件、計1,499件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

29年度の派遣回数は、手話通訳3,154件、要約筆記308件であった。また、各総合福祉事務所に手話通訳者を設置しており、29年度の設置回数は124回であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。29年度の日常生活用具の給付は11,575件、住宅設備改善費給付は27件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。29年度は延べ11,161人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に7か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。29年度の利用者は延べ896人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。29年度の利用者は延べ1,425人であった。

3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔障害児通所支援事業利用状況〕

29年度

支援・サービス等	実績
児童発達支援	延べ8,113人
医療型児童発達支援	延べ35人
放課後等デイサービス	延べ10,372人
保育所等訪問支援	0件
障害児相談支援給付	延べ1,972人

●障害福祉サービス事業者集団指導

区内の障害福祉サービス事業者を対象に、サービスの質の向上および支給の適正化を図るため、サービス種別ごとに集団指導を実施した。29年度は3回実施した。

●「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。29年度は延べ1,614回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。29年度末現在の対象者は66人で、29年度は延べ11,402回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の方に紙おむつ等を支給している。29年度は延べ4,536人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年6枚まで交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。29年度の利用者は、延べ485人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。29年度の交付人数は、4,600人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等の利用者を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。29年度の運行回数は41,654回であった。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1か月2,500円の燃料費を助成している。29年度末現在の受給者は1,399人である。年齢、所得による対象制限がある。

8 チェアキャブ運行事業の助成

区内に居住し、常時車椅子を使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両の運行事業を運営している練馬区社会福祉協議会に運営費を助成している。29年度は延べ990件の利用があった。

9 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。29年度の助成件数は10件であった。

10 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に24回、月4回を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

27年度7月に事業を開始し、29年度は延べ275回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

30年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画(一部改定)(平成27年度～平成32年度)」、「第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(平成30年度～平成32年度)」を策定し、障害者施策の充実に取り組むこととした。

●福祉園

福祉園では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。なお、田柄福祉園は民設民営の福祉園である。

〔福祉園在籍者数〕 (単位：人) 29年度末現在

施設名	在籍者	施設名	在籍者
大泉町	53	石神井町	25
氷川台	53	大泉学園町	68
関町	37	貫井	38
光が丘	32	田柄	40

また、氷川台と大泉学園町の2福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。(1日当たり氷川台9人、大泉学園町5人)

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある方のうち、一般企業などでの就労が困難な方や、一定の年齢に達している方に働く場を提供するために、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を4か所設置している。29年度末現在、白百合40人、かたくり61人、大泉46人、北町46人が利用している。

〔作業内容と年間売上金額〕 (単位：円) 29年度

〔白百合福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	3,243,145
建物清掃等	106,020
古紙回収等	235,674
自主生産等	1,343,429
合 計	4,928,268

〔かたくり福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
封入等	4,196,240
日用品組立等	307,906
公園清掃等	191,059
自主生産等	2,182,454
合 計	6,877,659

〔大泉福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	574,734
チラシ折・封入等	822,247
公園清掃等	1,179,682
自主生産等	738,404
合 計	3,315,067

〔北町福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	5,140,464
公園・アパート等の清掃等	1,170,509
ポスティング等	279,924
自主生産等	1,804,981
合 計	8,395,878

●障害者地域活動支援センター(谷原フレンド)

障害者地域活動支援センターは、主に知的障害のある方に、創作や文化的な活動と機能訓練の場のほか、

入浴・給食などを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり6人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり7人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

3 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。

4 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

【相談・通所事業・施設提供人数】（単位：人）29年度

区 分	延べ人数
相談	525
生活介護事業	1,713
中途障害者通所事業	2,820
施設提供	28,055

●しらゆり荘および大泉つつじ荘

就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。また、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。

【施設概要】

施設名	内 容	定 員
しらゆり荘	グループホーム	8人
	日中一時支援・短期入所事業	6人（短期入所4人を含む。）
大泉つつじ荘	グループホーム	8人
	日中一時支援・短期入所事業	6人（短期入所4人を含む。）

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。29年度末現在、定員は434人である。

●こども発達支援センター

心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）で実施していた事業を拡充するため、旧光が丘第五小学校を改修して25年1月に移管・開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0歳児超早期支援を行っている。

3 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

【相談・訓練・施設提供人数】（単位：人）29年度

区 分	延べ人数
専門相談	6,203
通所訓練	8,096
施設提供	14,087

【地域支援事業（①区民向け啓発事業：講演会）】

テーマ	実施日	講 師	参加延べ人数(人)
身近な診療所における発達支援の展開と課題	29年12月9日	飯島医院院長 飯島健志氏	33
思春期のこころと家族成長を支えるための理解と関わり	30年2月17日	大正大学教授 伊藤直文氏	20

〔地域支援事業（②事業者向け支援事業：講演会）〕

テーマ	実施日	参加延べ人数（人）
発達障害の理解、接し方 一事例を交えて	29年 7月14日	65
発達の遅れや偏りのある 子どもへの支援	29年 12月8日	32

(3) 障害者の就労を推進する**●就労支援体制の強化**

練馬区障害者就労支援センターや民間の就労移行支援事業所等と連携し、職場体験や実習を通じて就労へ結びつける。

29年度の福祉施設等からの就労者数は、216人であった。

●就労定着支援事業の実施

「障害者総合支援法」の一部改正により、30年4月から新たな障害福祉サービスとして就労定着支援事業が創設された。

指定を受けた就労移行支援事業所では、就労の継続を図るため就労に伴い生じている生活面等の課題解決に向けて、事業主および家族等との連絡調整等の支援を行っている。

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者と雇用する企業の調整等の支援を行っている。就労と生活の一体的な支援を実現するため、30年4月に練馬区障害者就労促進協会は解散し、練馬区社会福祉協議会と統合した。協議会に「練馬区障害者就労支援センター」を設置して業務を継続している。

1 職場定着支援事業

就労後、企業で働き続けることができるよう就労支援員を派遣した。29年度の対象者は525人、支援の件数は延べ6,133件であった。

2 就労相談事業

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。29年度は延べ2,062件の相談があった。

3 就労支援事業

アセスメントや職場開拓等、企業が障害者雇用に取り組めるよう支援を行った。29年度は67人が就職した。

4 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の特別支援学校や就労移行支援事業所、経済団体等の関係機関で構成している。

29年度はネットワーク会議を7回、講演会等を2回、企業見学会を3回実施した。

5 共同受注窓口事業

区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行い、区内企業等からの発注を増やし、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。

29年度の受注契約件数は150件、受注金額は3,419,891円であった。

6 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、就労移行支援事業所等で作製した物品の販売会を行った。また、29年度は就労支援セミナーを6回実施した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を3か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、大泉福祉作業所が10人である。29年度の就労の状況は、貫井福祉工房が4人、かたくり福祉作業所が3人、大泉福祉作業所が4人である。

(4) 障害者の社会生活を支援する**●精神保健福祉**

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。29年度は延べ37,295人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる方や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。この他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、111ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）や通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

- ・障害福祉サービスの利用者 1,263人
- ・自立支援医療利用者 12,321人（再掲）

・入院医療利用者

8人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。29年度の利用状況は、団体利用が延べ3,004団体、27,679人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（343疾病）の方に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方、および30年4月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。

29年度末現在の受給者は10,446人である。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の方に、月額60,000円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。

29年度末現在の受給者は531人である。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする場合に手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

29年度は、特別障害者手当月額26,810円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額14,580円を年4回に分けて支給した。29年度末現在の受給者は、特別障害者手当693人、障害児福祉手当238人、経過的福祉手当9人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続きを行っている。29年度末現在の加入者は36人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。29年度末現在の対象者は5,436人である。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰する大会である。29年度は、地域活躍者4人、援護功労者4人の表彰を行った。